

# 家計急変のあった学生へ

## 早稲田大学緊急奨学金 募集案内

**出願時から過去1年以内**に、家計支持者の失職・破産・病気・死亡等または、火災・風水害等による家計急変のため、修学継続が困難な学生について、標記奨学生を募集します。出願資格に該当し、本奨学金を希望する場合は、奨学課 HP で「募集要項」を入手し、出願締切期限【厳守】までに出願してください。

【注意】 詳細については、「募集要項」をご覧ください。

※奨学課HPからダウンロード <https://www.waseda.jp/inst/scholarship/>

### 記

#### 1. 出願資格 : 以下条件に該当する者

本奨学金を出願する時点で、過去(※1)1年以内(2022年1月～2022年12月)に家計急変の事由が生じ、それにより修学継続が困難と認められる日本人等学生(※2)または外国人留学生(正規課程に在学し、学部は標準修業年限内で卒業が可能な者、大学院は各課程の標準修業年限内に在籍する者)。

【注1】出願時点で1年を超える事由は、一切対象にはなりません。ただし、前年度採用者の同一事由による再出願、および新型コロナウイルス感染症による特例に該当する場合は1年を超える事由でも申請可能です。

【注2】日本国籍を有する者、永住者、特別永住者、定住者、日本人(永住者、特別永住者)の配偶者・子

※以下の【新型コロナウイルス感染症による特例】の全ての要件に当てはまる場合は、「学部生は標準修業年限で卒業可能でなくても」、「大学院生は各課程の標準修業年限を超えていても」、出願資格を満たしたと見なします。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、修学困難となった学部、研究科の正規生。  
さらに、外国人留学生は次のいずれにも該当すること。
  - ・「留学」の在留資格を有する者。ただし、遠隔授業受講者も出席管理等の条件を満たせば可。
  - ・原則として2022年5月1日現在で学部、研究科に在籍する者。
- ②次のいずれかの方法にて経済状況を確認できる者。
  - ・コロナ感染拡大による収入減少者を支援対象とする公的支援の受給証明書(緊急小口支援や国税地方税の納付猶予など)
  - ・主たる家計支持者の令和3年の所得金額が令和元年、または令和2年の所得金額と比較して1/2以下となっていることが分かる証明書(所得証明など)。なお、主たる家計支持者が海外在住等により源泉徴収票や確定申告書等に該当するものがない場合は、所得金額等が分かる書類。
- ③主たる家計支持者の所得金額が給与所得者の場合841万円以下、給与所得者以外の場合355万円以下の者。

#### 2. 奨学金額(年額) : 全学部・研究科 40万円

#### 3. 出願方法 : WEB申請を行った上で、必要書類を郵送 ※詳細は「募集要項」を参照

#### 4. 出願締切期限 :

- WEB申請フォームへの入力締切 : 2022年12月22日(木) 17:00
- 必要書類の郵送締切 : 2022年12月23日(金) 当日消印有効

#### 5. 問合せ先 : syogakukin@list.waseda.jp